

議案第12号

札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例及び札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例案

令和2年（2020年）9月23日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例及び札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

（札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部改正）

第1条 札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（平成25年条例第42号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条第1項中「第314条の7第3項」を「第314条の7第12項」に改める。
- (2) 第4条第1項第2号ア中「3,000円」の次に「（当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金（特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）第2条第1項ただし書に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。）の額がある場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額）」を加える。

（札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正）

第2条 札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成26年条例第32号）の一部を次のように改正する。

- (1) 本則中「同条第3項」を「同条第12項」に改める。
- (2) 別表特定非営利活動法人北海道障がい者乗馬センターの項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例第4条第1項第2号アの規定は、施行日以後に行われた同条例第3条第1項若しくは第8条第1項の申出又は同条例第14条第1項の規定による届出について適用し、施行日前に行われたこれらの申出又は届出については、なお従前の例による。

（理　由）

特定非営利活動促進法施行令の一部改正に伴い、控除対象特定非営利活動法人の指定に係る寄附実績の算定基準から休眠預金等交付金関係助成金を除くとともに、地方税法の一部改正に伴う規定整備を行うほか、更新申出期間内に更新の申出を行わなかった控除対象特定非営利活動法人について指定の取消しを行うため、本案を提出する。